

日証協(自)23第47号

日証協(自1)23第62号

平成23年8月1日

会 員 代 表 者
特 別 会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 前 哲 夫

インサイダー取引の未然防止体制の整備について

御高承のとおり、金融庁では昨年12月24日付で「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を公表したところですが、その中において、「増資公表前に内部情報に基づく不公正な取引が行われているとの指摘がある」とされていることから、本協会に対し、増資公表前における引受証券会社等の情報管理の徹底についての検討要請がございました。

本協会といたしましても、証券市場における公正性・透明性を確保することにより、我が国の市場に対する信頼性を向上させ、内外の利用者にとって魅力ある利便性の高い金融資本市場を実現することが重要であると考え、インサイダー取引を未然防止するための取り組みとして、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」及び「協会員のプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の制定、協会員の役職員の倫理意識の向上のための試験・研修プログラムの導入並びにインサイダー取引を行った協会員の役職員に対する処分の厳格化策等、様々な取り組みを行ってきたところであります。

協会員各社におかれましては、これらの取組みを踏まえ、既に社内の情報管理態勢を整備していただいていることと存じますが、アクションプランにおける指摘を踏まえ、公募増資時における社内の情報管理態勢につき再度ご確認及びご徹底をいただくとともに、発行会社に対して情報管理の重要性について啓蒙を行なう等、より一層のインサイダー取引の未然防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、プレ・ヒアリング(「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」第2条第2号に定めるものをいう。)に関しては、発行会社名を明示せずとも、調査対象者において当該発行会社が容易に特定できる情報を提供して行う場合も上記規則の適用対象となることにご留意願います。

以 上

- 本件に関するお問合せ先：自主規制企画部 (Tel：03-3667-8470)
自主規制1部 (Tel：03-3667-8647)